

第2期

沼田市子ども・子育て支援事業計画

～子どもが 親が 地域が元気！
みんなで育てる沼田の子～

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

沼田市

はじめに



近年、核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化など、子どもやその家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育てに不安や孤立感を高める子育て世代への、多岐にわたる分野における行政や地域をはじめとする社会全体での総合的な支援が求められています。

国においては、2012年（平成24年）8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度が2015年（平成27年）4月から施行されま

した。

沼田市では、こうした子ども・子育て関連3法の趣旨を踏まえて「子どもが 親が 地域が元気！ みんなで育てる沼田の子」を基本理念として、2015年（平成27年）3月に「第一期 沼田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、少子化対策の一環として保育料の無償化を国に先駆けて行うなど、様々な施策に取り組んでまいりました。

この度、現計画が終期を迎えることから、本市の子育てを取り巻く現状や保護者へのニーズ調査の結果を踏まえて、「第二期 沼田市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。沼田市のすべての子どもたちが地域の愛情に包まれて健やかに成長できることを目指し、関係機関や団体と一体となり施策等の推進に取り組んでまいります。

結びに、計画の策定にあたりましてニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様、様々な観点からご審議をいただきました沼田市子ども・子育て会議の委員の皆様にご感謝申し上げます。

令和2年 3月 沼田市長 横山 公一

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画策定の根拠となる法律.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の位置づけ.....	3
第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状.....	4
1 統計からみた本市の現状.....	4
(1) 人口の推移.....	4
(2) 出生数の推移.....	5
(3) 婚姻の動向.....	6
(4) 女性の就業状況.....	7
(5) 人口推計.....	8
(6) ひとり親の状況.....	9
2 子育て支援サービスなどの現状.....	10
(1) 教育施設の状況.....	10
(2) 保育施設の状況.....	11
(3) 子育て支援サービスの状況.....	12
(4) 小中学校の状況.....	15
(5) 障害児通園施設の状況.....	15
(6) 児童虐待の状況.....	16
3 アンケート調査結果からみえる本市の現状.....	17
(1) 調査概要.....	17
(2) 調査結果の概要.....	18
第3章 計画の基本的な考え方.....	26
1 計画の基本理念.....	26
2 計画の基本目標.....	27
3 教育・保育提供区域.....	27
4 教育・保育認定.....	28
5 計画の体系.....	29
第4章 量の見込みと提供体制、確保の方策.....	30
1 教育・保育の需要量及び確保の方策.....	30
(1) 幼稚園・認定こども園（1号、3～5歳児）.....	30
(2) 保育所（園）・認定こども園（2号認定、3～5歳児）.....	30
(3) 保育所（園）・認定こども園（3号認定、0～2歳児）.....	31
2 地域子ども・子育て支援事業の推進.....	32
(1) 利用者支援事業.....	32
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	32

(3) 妊婦健康診査.....	33
(4) 乳児家庭全戸訪問事業.....	33
(5) - 1 養育支援訪問事業.....	34
(5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業.....	34
(6) 子育て短期支援事業.....	35
(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）.....	35
(8) 一時預かり事業.....	36
(9) 延長保育事業.....	37
(10) 病児保育事業.....	37
(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）.....	38
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	39
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	39
第5章 子ども・子育て支援に関する施策の展開.....	40
基本目標1 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援.....	40
基本方針1 安全・安心な妊娠、出産、育児への支援.....	40
基本方針2 子どもと母親への健康支援.....	42
基本方針3 自信を持ち楽しんで子育てできるための支援.....	44
基本目標2 子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援と連携.....	45
基本方針4 児童虐待防止対策の充実.....	45
基本方針5 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進.....	46
基本方針6 障害児施策の充実.....	48
基本方針7 子どもの貧困対策の推進.....	49
基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	50
基本方針8 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し.....	50
第6章 計画の推進体制と進捗管理.....	51
1 計画の推進体制.....	51
2 点検・評価.....	52
資料編.....	53
1 計画策定の経緯.....	53
2 沼田市子ども・子育て会議条例.....	54
3 委員名簿.....	55

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「子どもは社会の希望であり、未来をつくる力である。その健やかな育ちや子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者のみならず、未来のために、社会全体で取り組むべき最重要課題である。」との認識の下で、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始され、同年に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、多大な影響を及ぼす少子化により、危機的状況にあるとの認識に立ち、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現を目指すこととされ、子育て支援施策を一層充実させるものとされました。

平成29年6月には社会問題化している待機児童の解消と、女性の就業率向上を目指した「子育て安心プラン」が公表され、社会の様々な分野で女性が活躍することに大きな期待がかけられており、実際に、本市においても子育て世代にある女性の就労は年々進んでいます。

そして、同年12月には「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定され、政策資源の投入がなされ、また、平成30年9月には、全ての就学児童が放課後を安心して過ごせるように「新・放課後子ども総合プラン」が策定、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が実施されています（本市では、平成31年4月より国に先行して実施）。

本市では、平成27年3月には子ども・子育て支援法に基づく「沼田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな成長を支援することや、教育・保育ニーズの整備、社会基盤の構築やワークライフバランスを実現するための意識改革等に努めてまいりました。

この度、第1期計画が最終年度を迎えたことから、今までの課題を踏まえた上で、子どもの育ちや子育てをめぐる課題に広い視野で取り組む「第2期沼田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画策定の根拠となる法律

【子ども・子育て支援法】

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

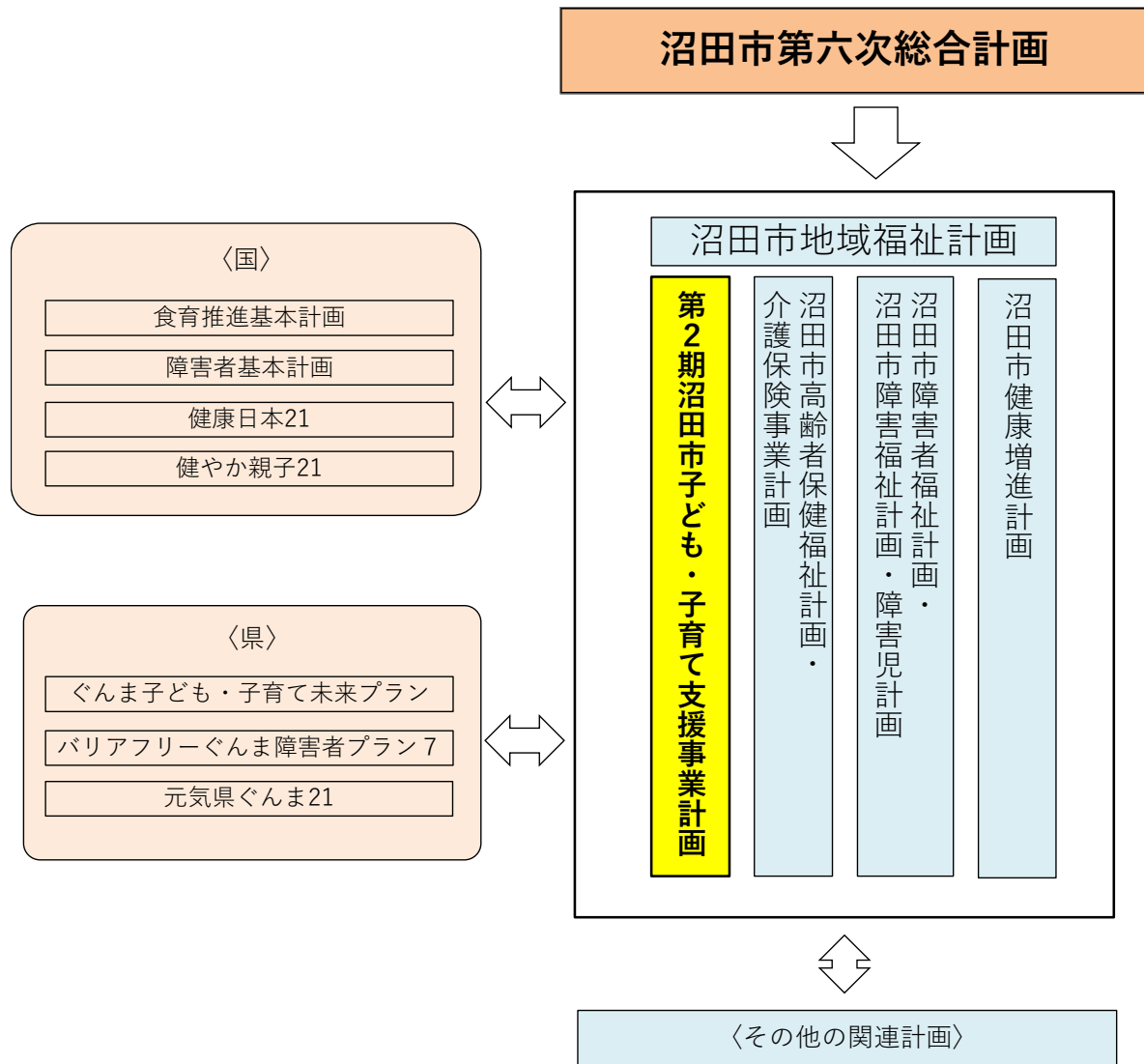
3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
沼田市子ども・子育て支援事業計画									
				計画策定	第2期沼田市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「沼田市第六次総合計画」に基づく部門別計画として、第1期計画での施策や事業の課題や評価を反映し、子ども・子育て支援事業に関する事項を定める関連計画等との調和が保たれるものとしします。



第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

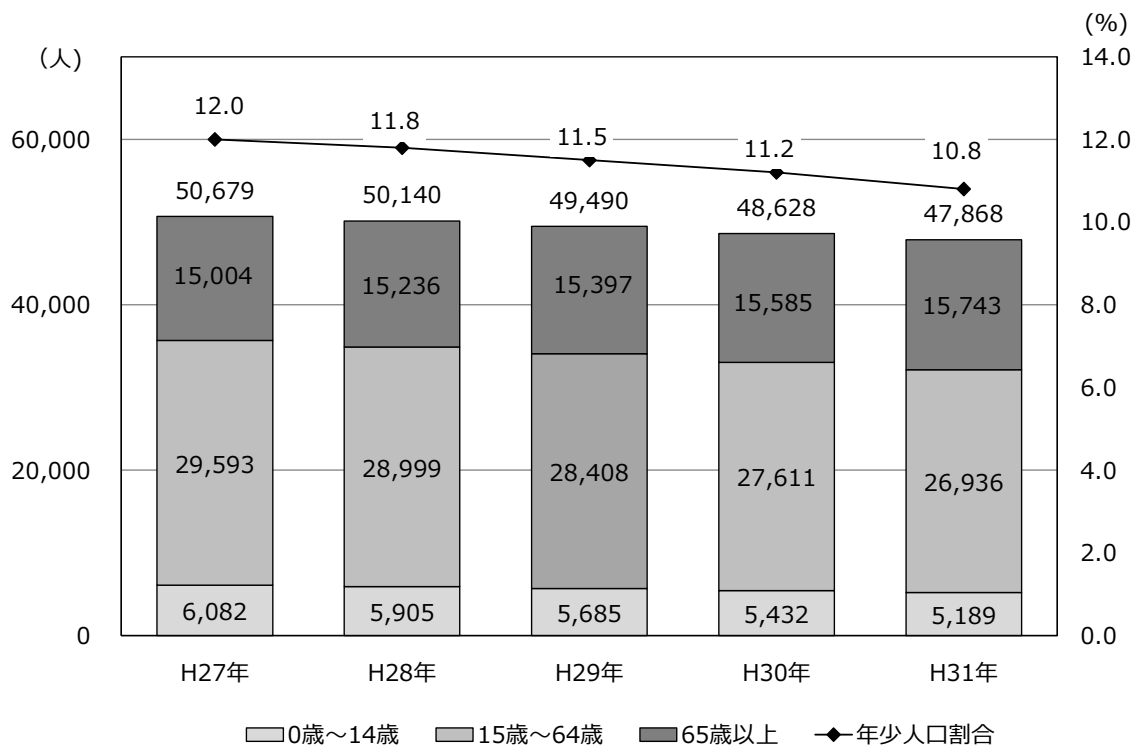
1 統計からみた本市の現状

(1) 人口の推移

本市の人口は、0～14歳の年少人口、15歳～64歳の生産年齢人口はともに減少傾向で推移していますが、65歳以上の高齢者人口は増加しています。

年少人口について、平成27年から平成31年までを比較すると約900人減少しており、割合は1.2ポイント減少しています。

また、総人口では約2,800人程度減少しています。

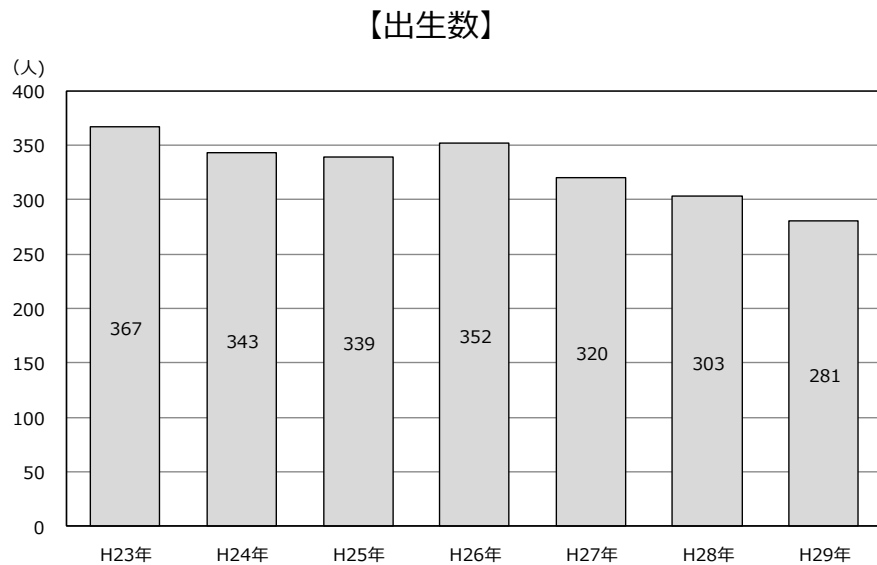


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

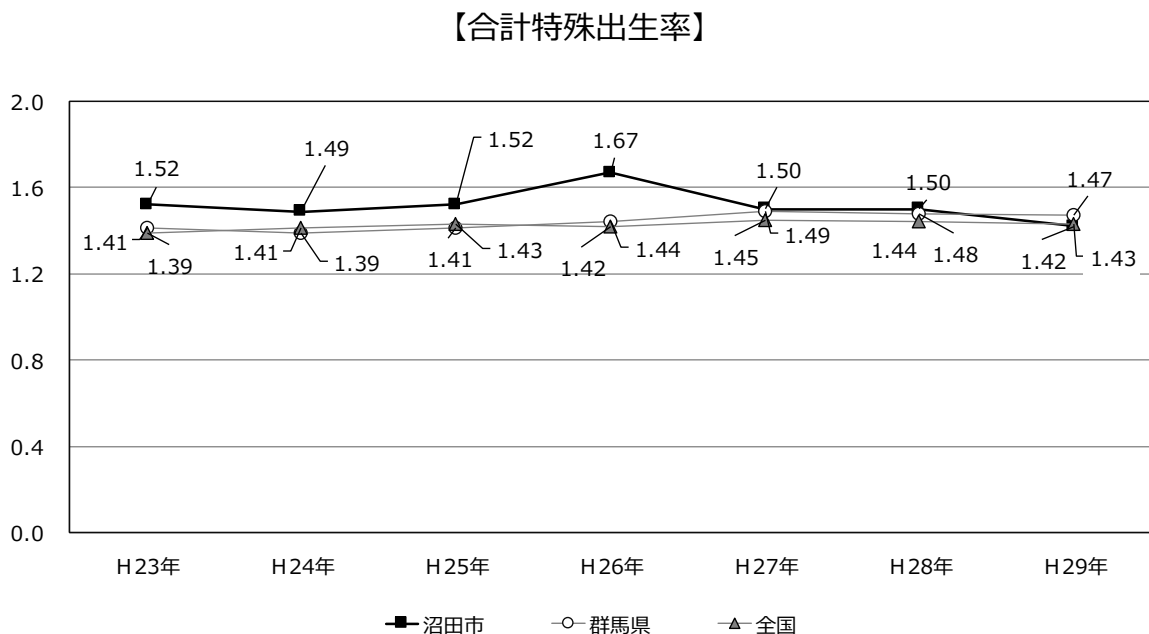
(2) 出生数の推移

本市の出生数は、減少傾向にあり、平成23年から平成29年までの推移をみると、86人減少しています。

合計特殊出生率※の推移をみると、増減を繰り返して推移しており、群馬県・全国と比較すると、平成29年を除きどの年も上回っています。



資料：群馬県健康福祉統計年報

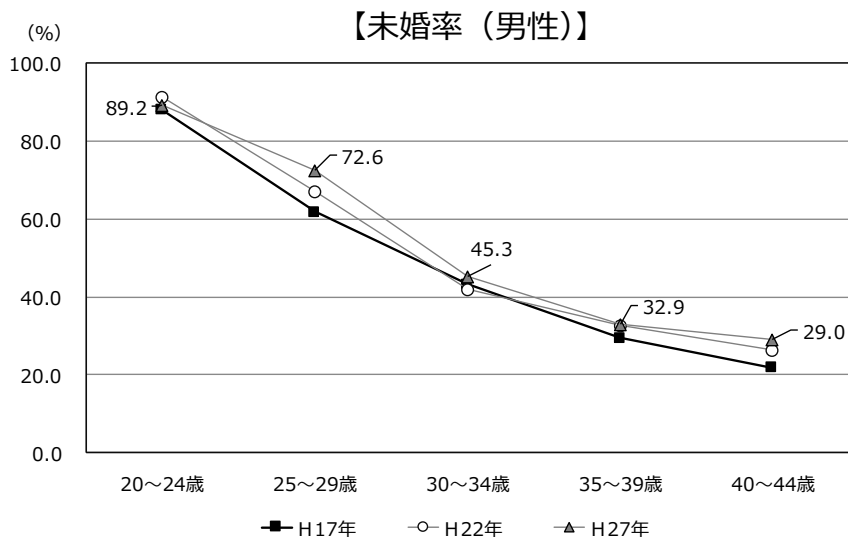


資料：群馬県健康福祉統計年報

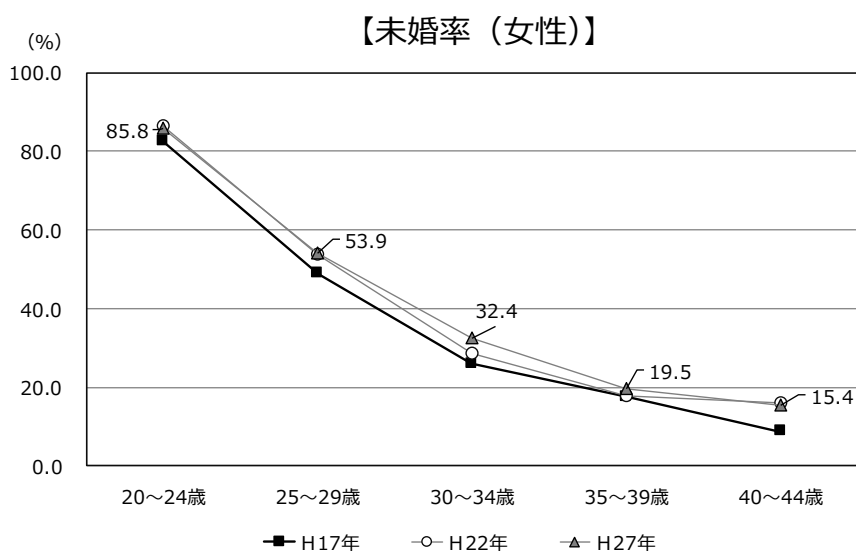
※合計特殊出生率：15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標のこと。ひとりの女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。

(3) 婚姻の動向

本市の未婚率は、男女ともに上昇しています。平成17年から平成27年までの10年間で、40～44歳でみると男性では7.1ポイント、女性では6.6ポイント上昇しています。



	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
H17年	88.1	61.9	43.3	29.5	21.9
H22年	91.5	67.1	41.9	32.8	26.5
H27年	89.2	72.6	45.3	32.9	29.0



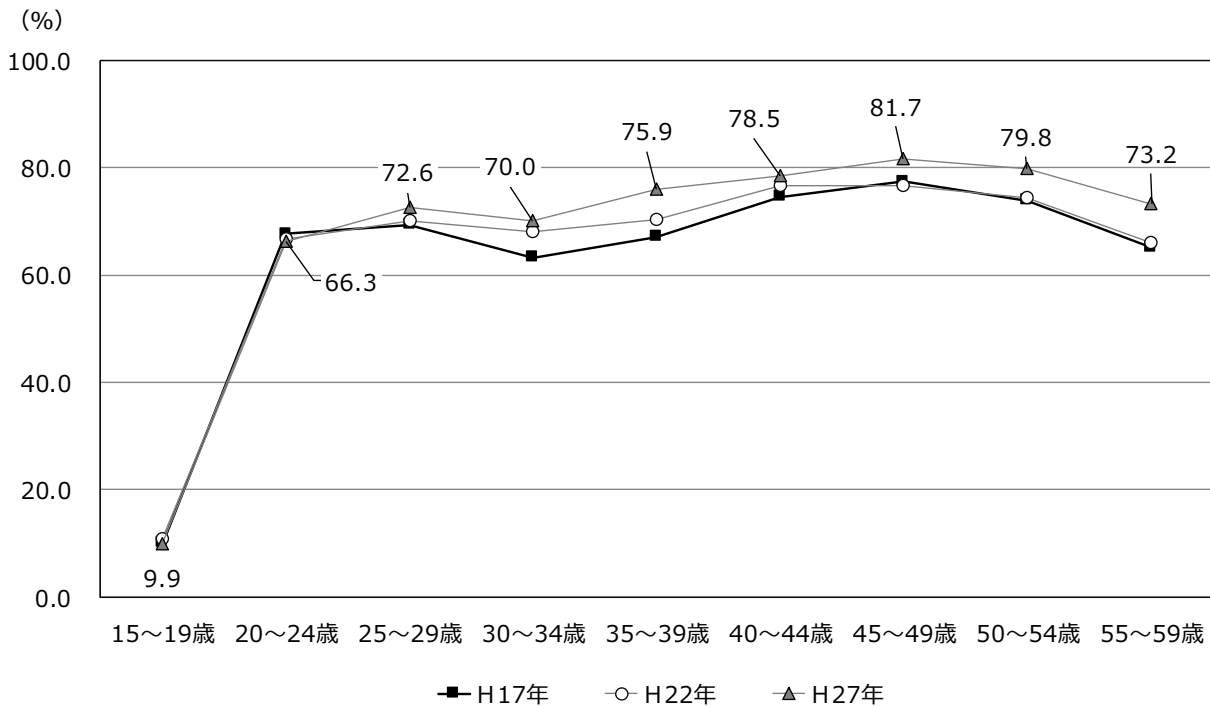
	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
H17年	82.4	48.8	25.9	17.6	8.8
H22年	86.3	53.6	28.5	17.7	16.1
H27年	85.8	53.9	32.4	19.5	15.4

資料：国勢調査（H27年）

(4) 女性の就業状況

女性の年代別労働力率[※]をみると、20歳代でピークがあり、出産・育児期に低下し、40歳代で再び上昇することで描かれるM字カーブは緩和されてきていることがみてとれます。

また、労働力率を平成27年と平成17年を比較すると、20歳～24歳では1.3ポイント減少しているのに対し、25～29歳では3.2ポイント、30歳～34歳では6.8ポイント、35歳～39歳では8.8ポイントそれぞれ増加しています。



	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳
H17年	10.1	67.6	69.4	63.2	67.1	74.5	77.4	73.9	65.2
H22年	10.9	66.7	70.1	68.0	70.3	76.7	76.6	74.3	65.9
H27年	9.9	66.3	72.6	70.0	75.9	78.5	81.7	79.8	73.2

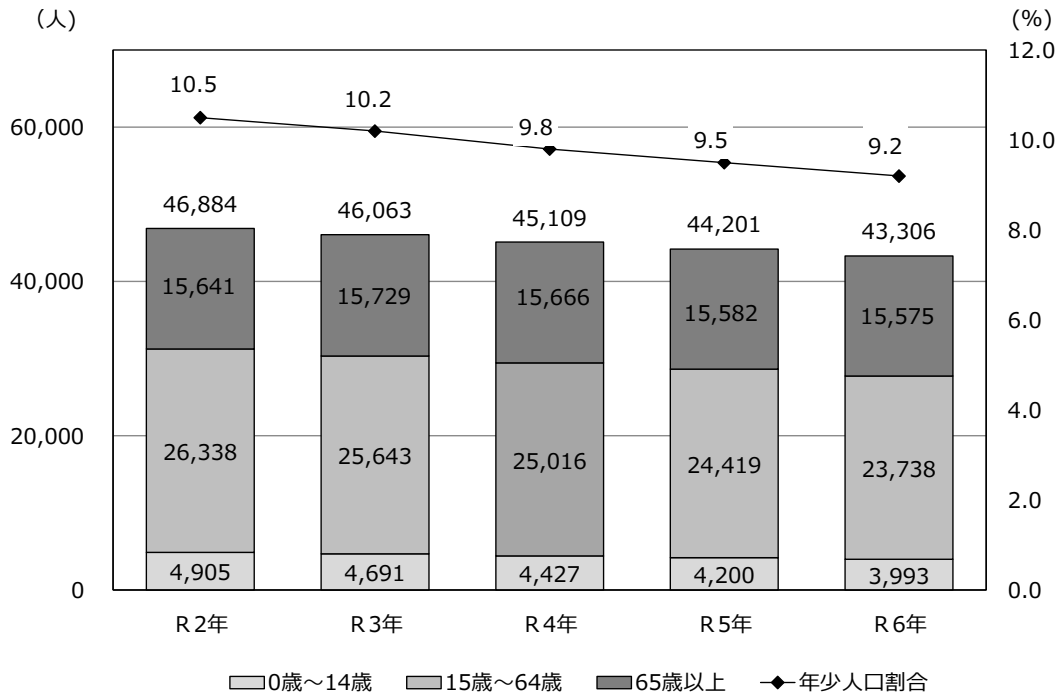
資料：国勢調査

※労働力率：生産年齢人口に占める労働力人口の比率のこと。

(5) 人口推計

令和2年から令和6年までの人口推計をみると、0～14歳の年少人口、15歳～64歳の生産年齢人口はともに減少傾向が見込まれます。

また、65歳以上の高齢者人口は令和4年から減少傾向が見込まれます。



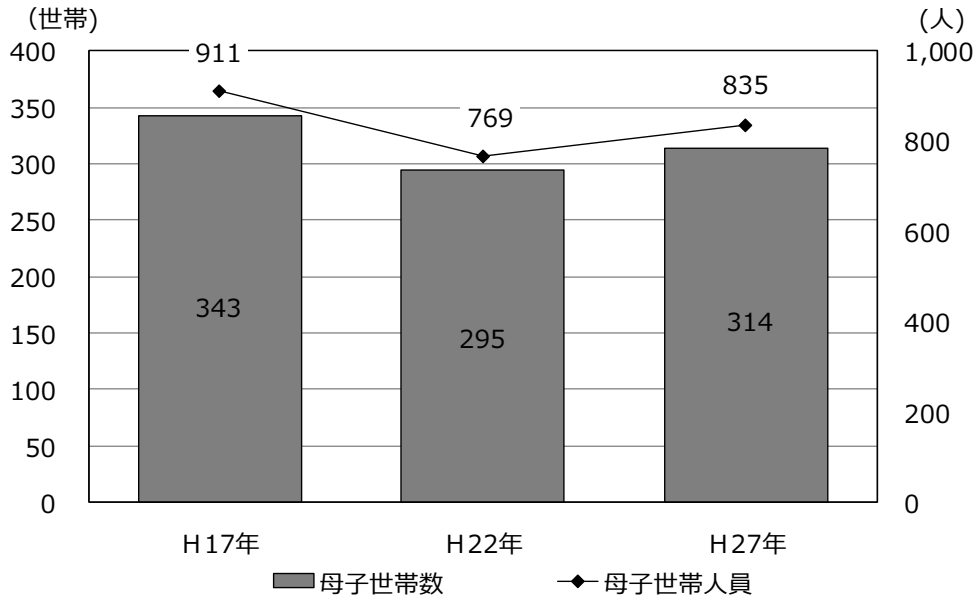
	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
0歳	235	225	216	209	202
1歳	244	233	223	214	207
2歳	258	238	228	218	209
3歳	278	251	231	222	212
4歳	284	272	246	227	218
5歳	317	281	269	243	224
6歳	307	309	273	261	236
7歳	326	304	306	270	258
8歳	337	327	305	307	271
9歳	337	337	327	305	307
10歳	353	337	337	327	305
11歳	381	354	338	338	328
12歳	404	378	351	335	335
13歳	443	401	375	348	332
14歳	401	444	402	376	349
合計	4,905	4,691	4,427	4,200	3,993

資料：住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法にて推計

(6) ひとり親の状況

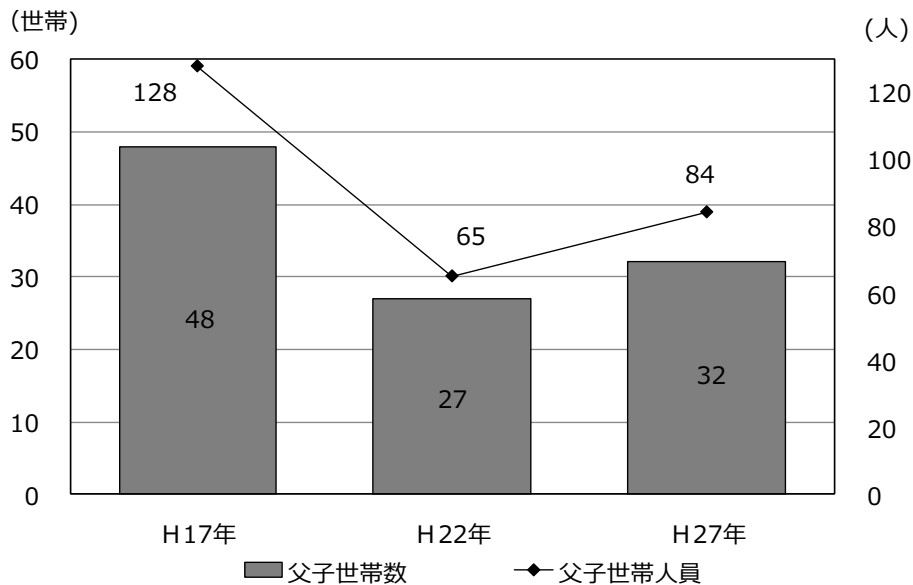
① 母子世帯数・母子世帯人員

母子世帯数と母子世帯人員数の推移は増減しており、平成17年と平成27年を比較すると世帯数は29世帯、世帯人員は76人減少しています。



② 父子世帯数・父子世帯人員

父子世帯数と父子世帯人員数の推移は増減しており、平成17年と平成27年を比較すると世帯数は16世帯、世帯人員は44人減少しています。



資料：国勢調査

2 子育て支援サービスなどの現状

(1) 教育施設の状況

①教育施設等の入所児童数等

本市における公立幼稚園、認定こども園（教育認定）の状況をみると、令和元年の入所児童数は公立幼稚園では66人（見込み）、認定こども園では137人（見込み）となっています。

区分		H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
公立幼稚園	施設数（園）	5	5	5	5	5
	定員数（人）	204	204	204	204	204
	入所児童数（人）	147	133	105	87	66
	入所率（％）	72.1	65.2	51.5	42.6	32.4
私立幼稚園	施設数（園）	1	0	0	0	0
	定員数（人）	55	0	0	0	0
	入所児童数（人）	52	0	0	0	0
	入所率（％）	94.5	0	0	0	0
認定こども園 (教育認定)	施設数（園）	2	3	4	4	4
	定員数（人）	105	140	145	155	155
	入所児童数（人）	86	135	158	158	137
	入所率（％）	81.9	96.4	109	101.9	88.4

資料：子ども課 施設等入所状況集計表（各年度末の入所状況）

※広域受託を除く

(2) 保育施設の状況

① 保育施設の入所児童数等

平成27年から令和元年までで比較すると、公立保育園の入所児童数は減少傾向、私立保育園、認定こども園では横ばい又は微増傾向を示しており、また地域型保育事業では大きく増加しています。

区分		H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
公立保育園 (多那保育園を除く)	施設数(園)	5	5	5	5	5
	定員数(人)	479	479	479	479	479
	入所児童数(人)	425	422	406	378	343
	入所率(%)	88.7	88.1	84.8	78.9	71.6
私立保育園	施設数(園)	5	4	3	3	3
	定員数(人)	520	420	290	290	290
	入所児童数(人)	605	498	335	351	350
	入所率(%)	116.3	118.6	115.5	121	120.7
認定こども園 (保育認定)	施設数(園)	2	3	4	4	4
	定員数(人)	100	220	360	360	360
	入所児童数(人)	113	239	391	384	396
	入所率(%)	113	108.6	108.6	106.7	110
地域型保育事業	施設数(園)	3	3	2	2	2
	定員数(人)	42	42	82	77	82
	入所児童数(人)	17	26	34	50	61
	入所率(%)	40.5	61.9	41.5	64.9	74.4

資料：子ども課 施設等入所状況集計用（各年度末の入所状況）

※広域受託及び従業員枠を除く

※多那保育園（へき地保育所）については、地域型保育事業に含む

第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

②認可外保育施設等の状況

施設名		定員（人）
企業主導型保育事業所		
	ひだまり保育園	90人うち地域枠45人
認可外保育施設		
	群馬ヤクルト沼田センターキッズルーム	11人
	沼田脳神経外科循環器科病院 輝き保育園	50人うち学童定員6人

資料：群馬県認可外保育施設（設置届又は設置報告提出施設）一覧

③保育施設待機児童数

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
0歳児	0	0	0	0	0
1・2歳児	0	0	0	0	0
3～5歳児	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

資料：保育所等利用待機児童数調査（各年4月1日現在）

（3）子育て支援サービスの状況

①保育施設における一時預かり事業の状況

保育施設における一時預かり事業の状況をみると、令和元年の延べ利用人数は2,738人（見込み）となっています。

区分	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
実施施設数（箇所） 幼稚園型・一般型	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
延べ利用人数（人）	2,303	2,444	2,332	3,041	2,738

資料：子ども課（各年度末の利用状況）

②病児保育事業の状況

病児保育事業の延べ利用人数の状況をみると、令和元年における病児対応型では205人（見込み）、体調不良児対応型では102人（見込み）となっています。

区分		H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
病児 対応型	実施施設数（箇所）	0	0	0	1	1
	延べ利用人数（人）	0	0	0	140	205
病後児 対応型	実施施設数（箇所）	1	1	1	1	0
	延べ利用人数（人）	1	10	7	0	0
体調不良児 対応型	実施施設数（箇所）	1	1	1	1	1
	延べ利用人数（人）	41	56	42	50	102

資料：子ども課（各年度末の利用状況）

③放課後児童クラブの状況

本市の放課後クラブ（学童クラブ）は、市内全小学校区（11小学校区）に設置されており、令和元年は15か所で実施しています。

区分	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
入所児童数（人）	476	505	519	533	568
箇所数（箇所）	15	15	15	15	15

資料：子ども課（各年5月1日現在）

④子育て支援センターの利用状況

子育て支援センターは、平成30年は3か所で実施しています。令和元年に子ども広場が移転し、延べ利用人数は増加傾向で推移しています。

区分	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
延べ利用人数（人）	11,955	13,359	13,688	13,788	13,502
箇所数（箇所）	3	3	3	3	3

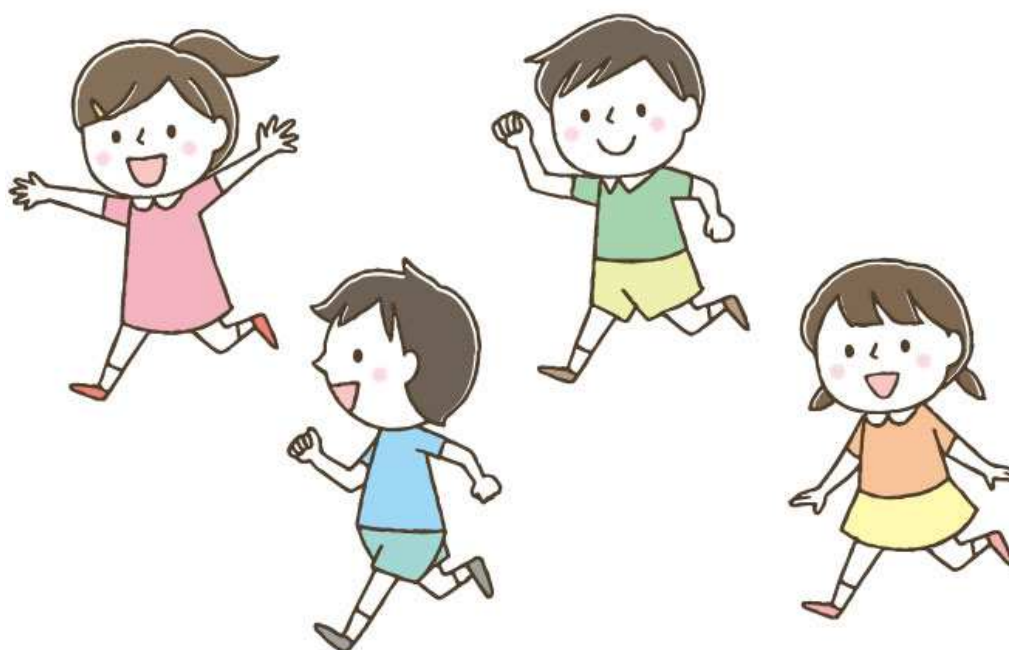
資料：子ども課（各年度末の利用状況）

⑤ファミリーサポートセンターの状況

ファミリーサポート・センターの活動件数は、年々増加傾向にあり平成30年は500件となっています。また、依頼会員に比べ、提供会員と両方会員が少ない状況が続いています。

区分		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
活動件数（延べ件数）		159	283	348	417	500
会員数	依頼会員	476	472	463	443	458
	提供会員	54	54	56	57	54
	両方会員	31	31	34	35	35
	合計	561	557	553	535	547

資料：子ども課（各年度末の利用状況）



(4) 小中学校の状況

① 小学校の状況

本市の小学校は令和元年では11校あり、児童数は2,121人となっており、減少傾向で推移しています。

区分	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
児童数(人)	2,542	2,453	2,313	2,244	2,121
学校数(箇所)	13	11	11	11	11

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

② 中学校の状況

本市の小学校は令和元年では9校あり、生徒数は1,300人となっており、やや減少傾向で推移しています。

区分	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
児童数(人)	1,441	1,384	1,374	1,300	1,300
学校数(箇所)	9	9	9	9	9

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

③ 特別支援学校の状況

本市に設置されている特別支援学校は1校となっています。平成30年の群馬県立沼田特別支援学校に在籍している本市の通学児童数は小学部と中学部をあわせて25名となっています。

区分	小学部	中学部	合計
児童数(人)	17	8	25

資料：教育委員会

(5) 障害児通園施設の状況

障害児通園施設の利用状況をみると、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者は増加しています。

区分	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
児童発達支援(人)	10	20	27	33	37
放課後等デイサービス(人)	52	59	63	67	79

資料：社会福祉課（各年5月1日現在）

(6) 児童虐待の状況

子ども課内の家庭児童相談室への相談件数は、平成27年以降増加しており、「児童虐待」の相談が増加傾向にあります。

区分		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
児童相談	児童虐待相談	8	18	15	18	26
	養護相談	7	4	5	7	5
	保健相談	2	1	0	1	1
	肢体不自由相談	0	0	0	0	0
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0
	言語発達障害相談	0	0	0	0	0
	重症心身障害相談	0	0	0	0	0
	知的障害相談	0	0	1	1	1
	発達障害相談	3	2	2	6	8
	く犯行為相談	1	0	0	2	0
	触法行為相談	1	0	0	0	0
	性格行動相談	2	0	2	0	0
	不登校相談	4	5	4	4	14
	適性相談	0	0	0	0	0
	育児・しつけ相談	6	8	6	17	12
	その他の相談	33	34	40	33	27
	いじめ相談	0	0	0	0	0
	小計	67	72	75	89	94
	成人相談	DV相談(児童関連)	3	0	1	0
自立支援		19	16	14	11	13
離婚等家庭問題		3	8	8	3	4
その他の相談		17	11	14	17	23
小計	42	35	37	31	41	
合計	109	107	112	120	135	

資料：子ども課（各年度末の状況）

3 アンケート調査結果からみえる本市の現状

(1) 調査概要

①調査の目的

計画策定に向け、幼稚園・保育所・放課後児童クラブ（学童クラブ）等の教育・保育・子育てを計画的に整備するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的としたアンケート調査を実施しました。

②調査対象者

調査区分	調査対象者数	備考
就学前児童	1,448 人	市内在住の就学前児童から無作為抽出
小学生	1,000 人	市内在住の小学校児童から無作為抽出

③実施概要

調査区分	対象地域	調査形式	調査方法	調査時期
就学前児童	市内全域	アンケート調査	郵送配布・回収	平成 31 年 1 月 17 日 平成 31 年 2 月 12 日
小学生			学校配布・回収	平成 31 年 1 月 17 日 平成 31 年 1 月 31 日

④回収結果

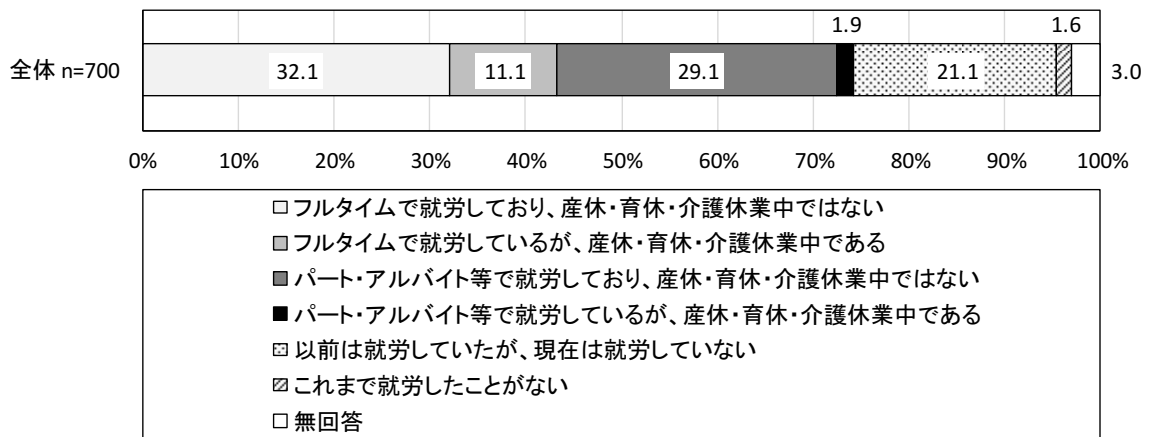
調査区分	配布数	回収数	回収率
就学前児童	1,448 人	702 件	48.5%
小学生	1,000 人	901 件	90.1%
合計	2,448 人	1,603 件	65.5%

(2) 調査結果の概要

①保護者の就労状況について

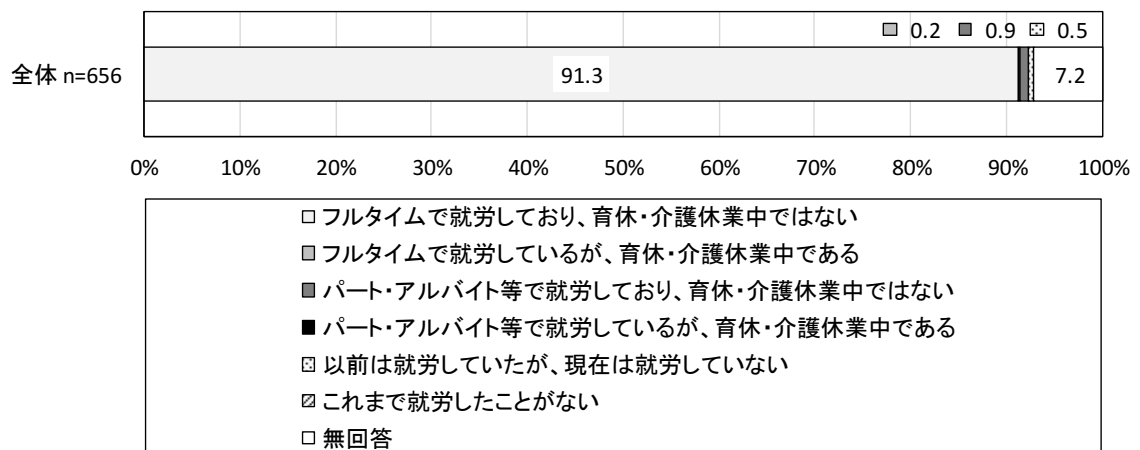
【母親】

母親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.1%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が29.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が21.1%となっています。



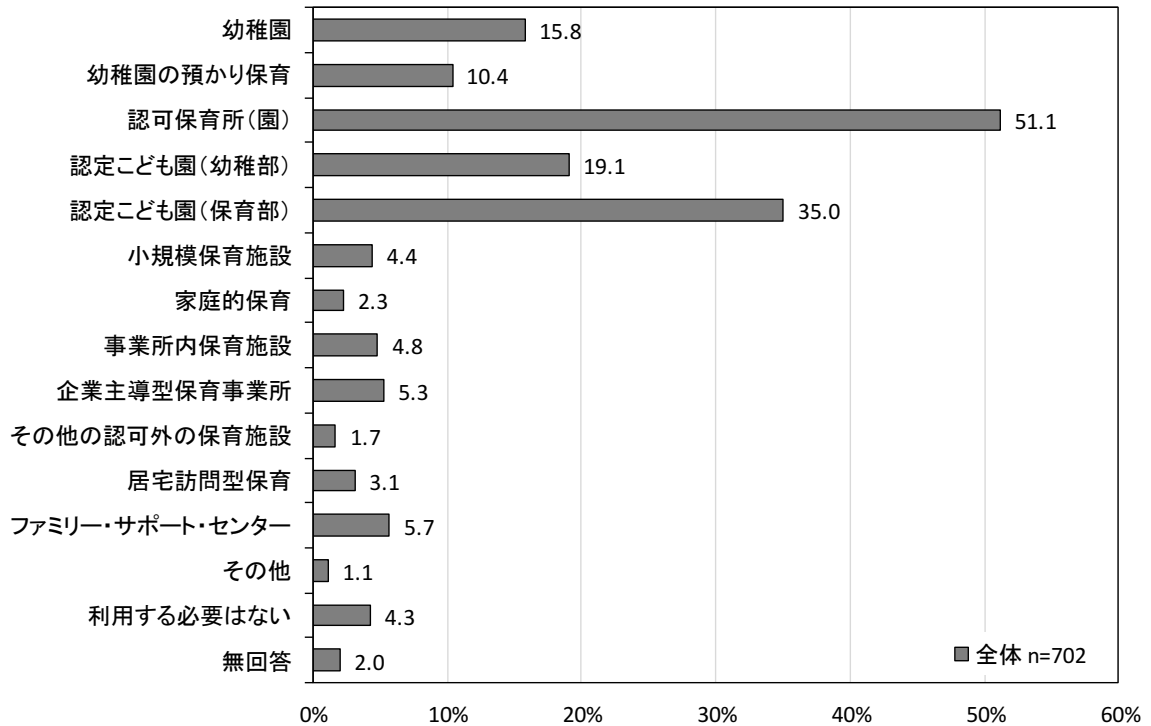
【父親】

父親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が91.3%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない」が0.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が0.5%となっています。



②定期的に利用したい事業について

平日の教育・保育の事業として定期的に利用したいと考える事業については、「認可保育所(園)」が51.1%で最も高く、次いで「認定こども園(保育部)」が35.0%、「認定こども園(幼稚部)」が19.1%となっています。

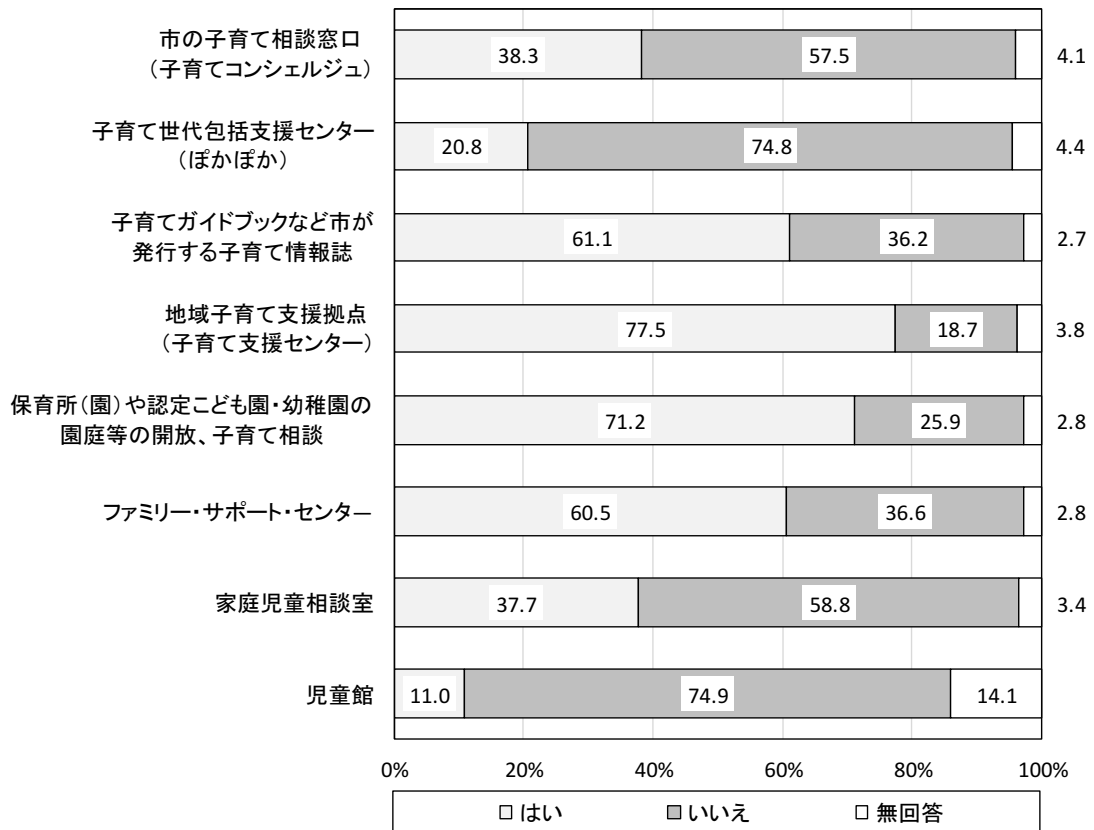


③市で実施している事業の認知度と利用意向について

【子育て支援事業の認知度（知っている）】

子育て支援事業の認知度について、知っているという割合をみると、「地域子育て支援拠点（子育て支援センター）」が77.5%で最も高く、その他にも、「保育所（園）や認定こども園・幼稚園の園庭等の開放、子育て相談」が7割を超える結果となっています。

また、知らないという割合をみると、「市の子育て相談窓口（子育てコンシェルジュ）」、「子育て世代包括支援センター（ぽかぽか）」、「家庭児童相談室」、「児童館」については、半数以上の方が知らないという結果となっています。

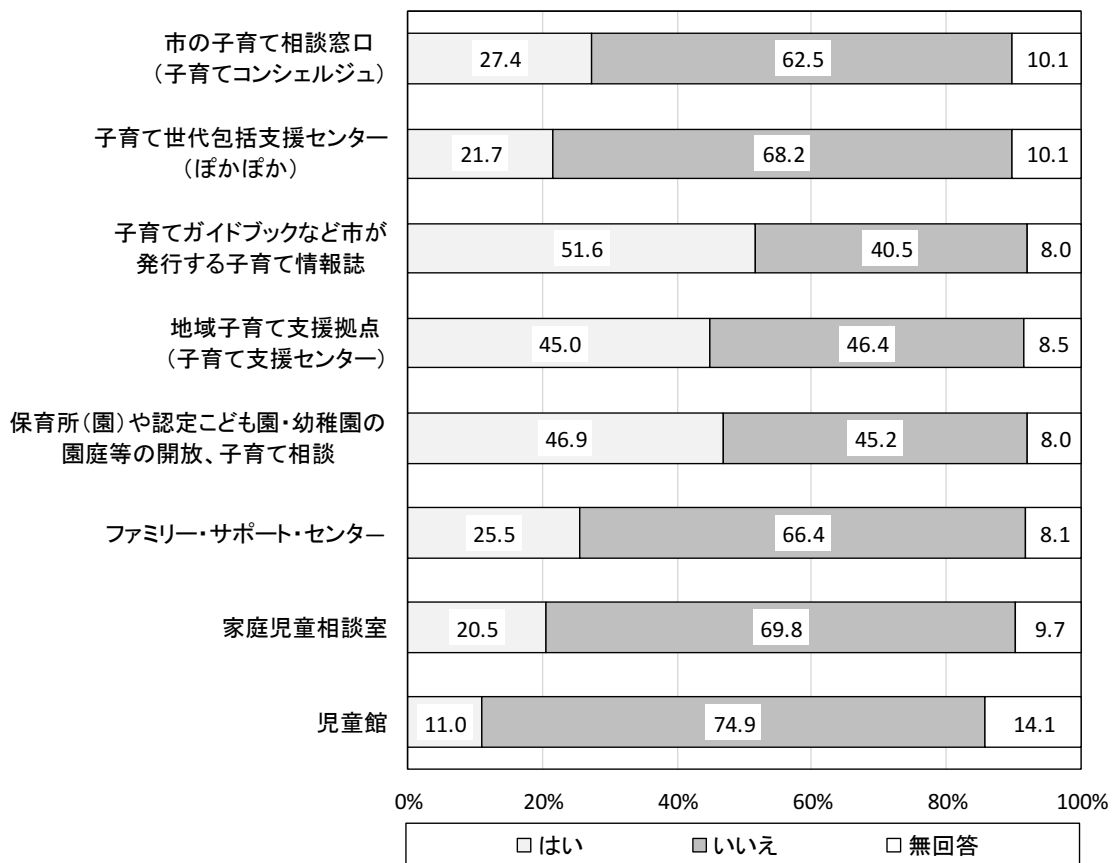


全体 n = 702

【子育て支援事業の利用意向（今後利用したい）】

子育て支援事業の今後の利用意向について、今後利用したいという割合をみると、「子育てガイドブックなど市が発行する子育て情報誌」が51.6%で最も高く、次いで「保育所（園）や認定こども園・幼稚園の園庭等の開放、子育て相談」が46.9%、「地域子育て支援拠点（子育て支援センター）」が45.0%となっています。

また、利用は考えていないという割合をみると、「市の子育て相談窓口（子育てコンシェルジュ）」、「子育て世代包括支援センター（ぽかぽか）」、「ファミリー・サポート・センター」、「家庭児童相談室」、「児童館」については、6割以上の方が利用は考えていないという結果となっています。

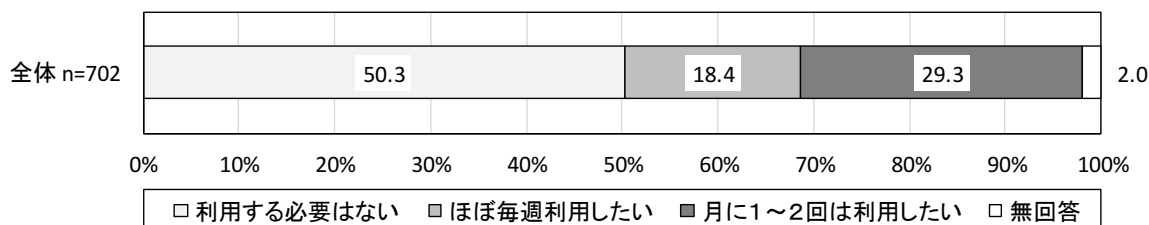


全体 n = 702

④休日・休暇等の利用意向について

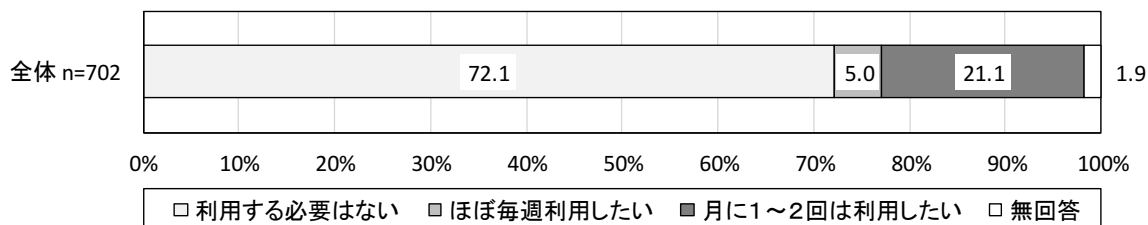
【土曜日の教育・保育事業の利用意向】

土曜日の利用希望については、「利用する必要はない」が50.3%で最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が29.3%、「ほぼ毎週利用したい」が18.4%となっています。



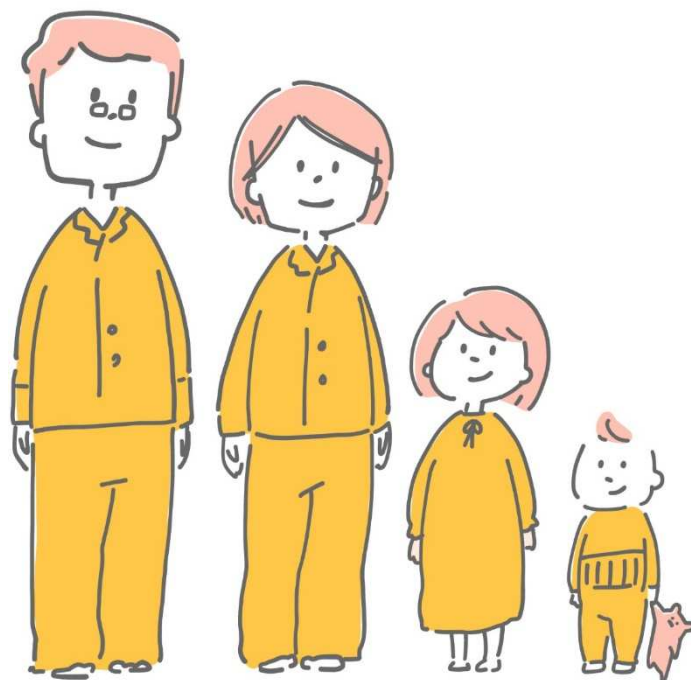
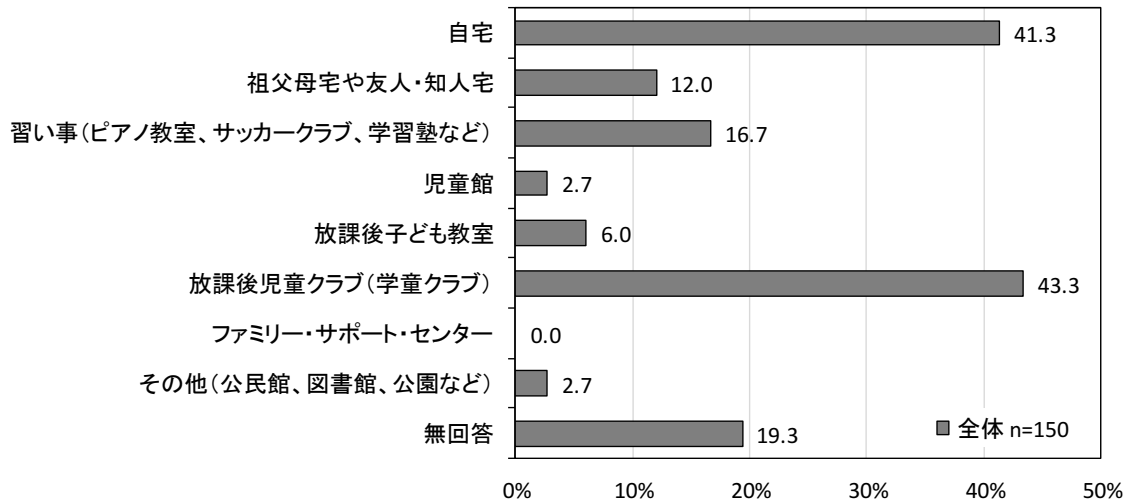
【日曜・祝日の教育・保育事業の利用意向】

日曜日・祝日の利用希望については、「利用する必要はない」が72.1%で最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が21.1%、「ほぼ毎週利用したい」が5.0%となっています。



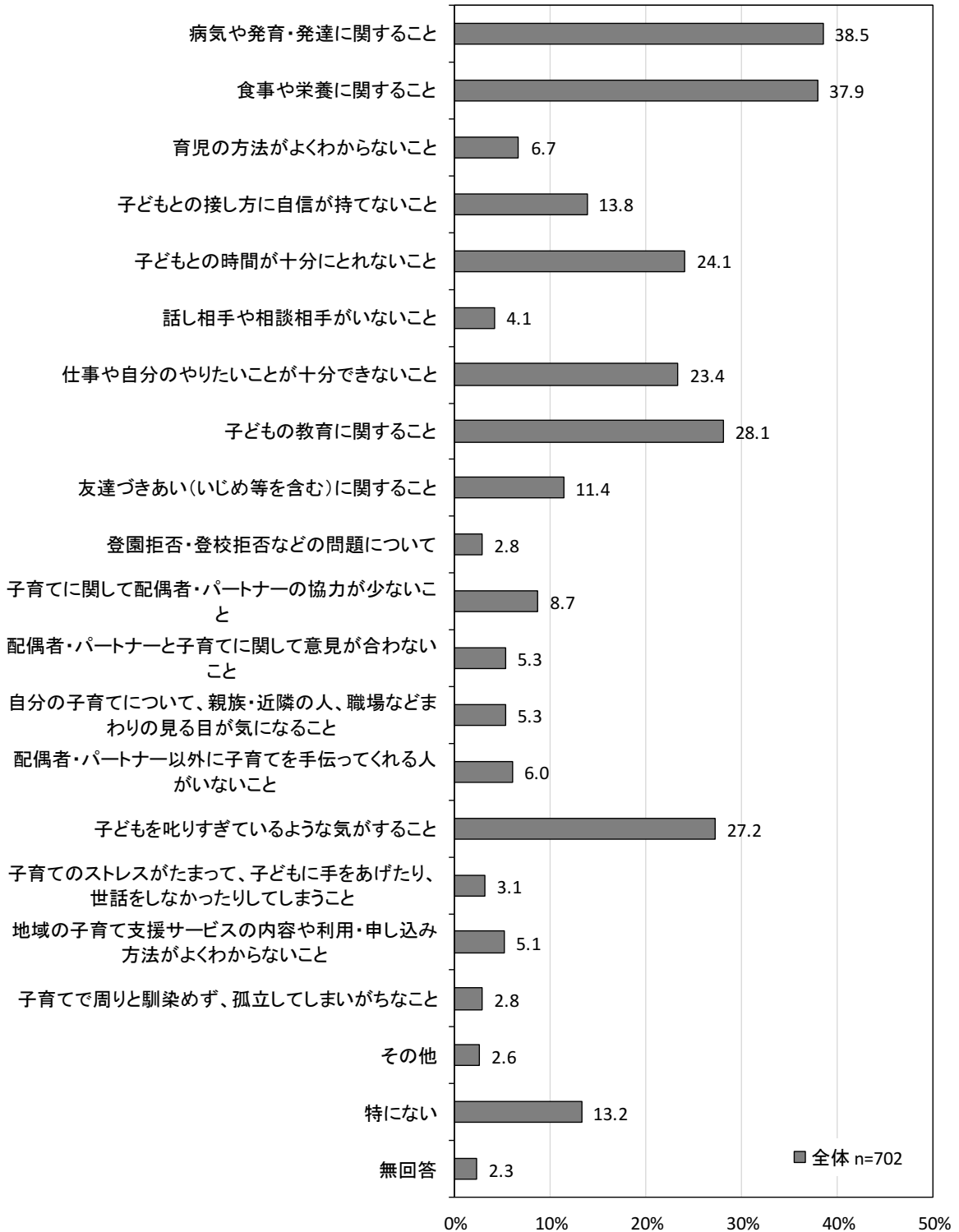
⑤小学校就学後の放課後の過ごし方について

低学年（1～3年生）の放課後の過ごし方の希望については、「放課後児童クラブ（学童クラブ）」が43.3%で最も高く、次いで「自宅」が41.3%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が16.7%となっています。



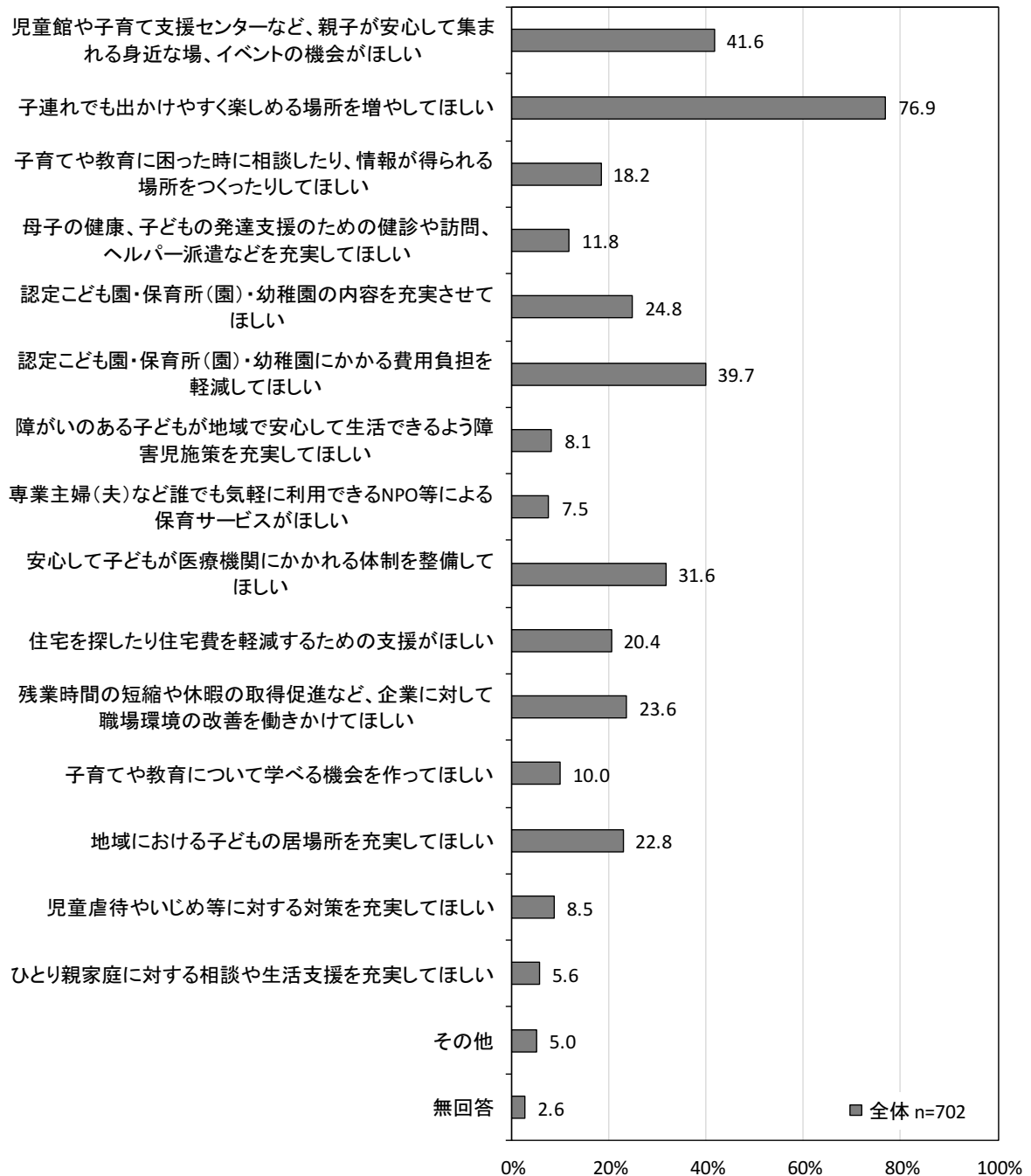
⑥子育てに関する不安等について

子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になることについては、「病気や発育・発達に関すること」が38.5%で最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」が37.9%、「子どもの教育に関すること」が28.1%となっています。



⑦子育てをするうえでの必要な支援策について

市に対して、子育て支援の充実を図ってほしいと期待していることについては、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が76.9%で最も高く、次いで「児童館や子育て支援センターなど、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」が41.6%、「認定こども園・保育所（園）・幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が39.7%となっています。

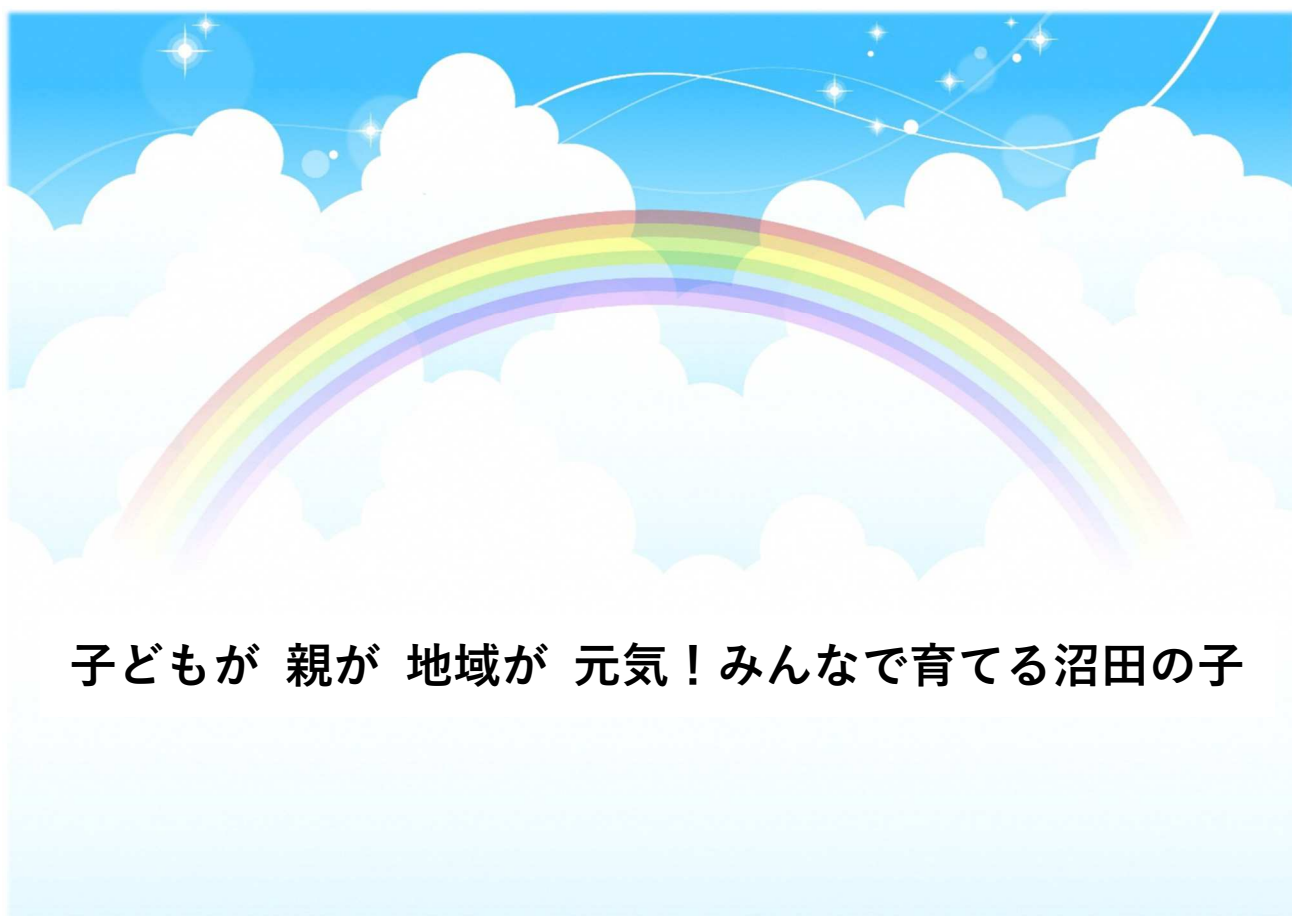


第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

地域のつながりの希薄化や、核家族化の進展、共働き家庭の増加など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境は変化しています。すべての子どもが心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちの実現を目指すとともに、地域みんなで保護者に寄り添い、応援し、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親としての成長を支えていく環境を整えます。

本計画の基本理念は、1期計画の理念を引き継ぎ以下のように設定します。



2 計画の基本目標

多様なニーズに対応した保育サービスの充実や、子育て家庭が抱える負担軽減のための環境づくりなど、子どもの成長に応じた様々な子育て支援策を推進します。

基本目標1 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携対策の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築を図ることにより、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

基本目標2 子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援と連携

近年の社会構造の変化や少子化や核家族化の進展に伴い、子育て家庭の育児の孤立及び不安、また、子どもの貧困や虐待等、様々な相談が増加しています。

このため、特に支援が必要な要保護児童家庭へのきめ細かな対応を地域全体で支えることができるよう、関係機関と連携して迅速に対応して取り組みます。

基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進

男女問わず、すべての人が仕事と家庭の時間のバランスが取れ、多様な働き方を選択できるよう「働き方の見直し」を進め、意識や考え方などの転換を図るため、企業などと連携し、広報、情報提供などを進めていきます。

3 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は地理的条件や、人口、交通事情その他の社会条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとの量の見込みを算出するとともに、事業内容や実施時期を示すことが義務付けられています。

利用者の視点に立ち、本市の人口規模・地域特性や教育・保育を提供するための施設の整備状況を勘案し、1期計画と同様に本市全体を一つの区域として設定し、事業必要量を算出したうえで施設整備や事業等を計画に位置付けることとします。

4 教育・保育認定

1号認定は、3歳以上で幼稚園や認定こども園（教育部分）の利用者、2・3号認定は、就労などの理由で、家庭内保育ができない、保育所や認定こども園（保育部分）の利用者となり、3歳以上と3歳未満で区分されます。

年齢の区分	保育の必要性	認定の区分		支給認定により利用できる施設・事業
3歳以上児	なし	1号認定 (教育標準時間認定)		幼稚園・認定こども園
	あり	2号認定 (保育認定)	保育標準時間	保育所・認定こども園
	保育短時間			
3歳未満児	なし	認定対象外		—
	あり	3号認定 (保育認定)	保育標準時間	保育所・認定こども園・地域型保育事業
	保育短時間			

5 計画の体系

第2期沼田市子ども・子育て支援事業計画

基本理念

子どもが親が地域が元気！ みんなで育てる沼田の子

基本目標

基本方針

幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援

- 1 安全・安心な妊娠、出産、育児への支援
- 2 子どもと母親への健康支援
- 3 自信を持ち楽しんで子育てできるための支援

子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援と連携

- 4 児童虐待防止対策の充実
- 5 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- 6 障害児施策の充実
- 7 子どもの貧困対策の推進

職業生活と家庭生活との両立の推進

- 8 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

第4章 量の見込みと提供体制、確保の方策

1 教育・保育の需要量及び確保の方策

(1) 幼稚園・認定こども園（1号、3～5歳児）

(単位：人)

		R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
①教育ニーズ量の見込み		193	176	164	152	144
②確保の内容	教育・保育	255	255	255	255	255
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
②-①		62	79	91	103	111

※ 令和8年度に公立幼稚園の廃園により△100利用定員の予定

【教育ニーズ量の見込みと確保の内容】

推計児童数に対して、令和元年の利用実績割合で算出した数値を教育ニーズ量の見込みに設定しました。

世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、幼稚園、認定こども園において、必要な3～5歳児教育定員の確保を図ります。

(2) 保育所（園）・認定こども園（2号認定、3～5歳児）

(単位：人)

		R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
①保育ニーズ量の見込み		662	606	562	521	493
②確保の内容	教育・保育	697	697	697	656	656
	地域型保育※1	28	28	28	28	28
	企業主導型保育事業 (地域枠)	30	30	30	30	30
②-①		93	149	193	193	221

※1 多那保育園は地域型保育に含む

【保育ニーズ量の見込みと確保の内容】

推計児童数に対して、令和元年の利用実績割合で算出した数値を保育ニーズ量の見込みに設定しました。世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な保育が提供できるよう、保育所（園）、認定こども園において、必要な3～5歳児保育定員の確保を図ります。2号については、令和2年からの5年間の量の見込みに対して十分に提供量が確保できる見通しとなっています。

（3）保育所（園）・認定こども園（3号認定、0～2歳児）

(単位：人)

		R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
①保育ニーズ量の見込み		419	396	379	364	351
②確保の内容	教育・保育	432	432	432	408	408
	地域型保育※1	12	12	12	12	12
	企業主導型保育事業 (地域枠) ※2	15	15	15	15	15
②-①		40	63	80	71	84

※1 地域型保育は、どんぐり保育園、多那保育園

【保育ニーズ量の見込みと確保の内容】

推計児童数に対して、令和元年の利用実績割合で算出した数値を保育ニーズ量の見込みに設定しました。出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、保育所（園）、認定こども園において必要な0～2歳児保育定員の確保を図ります。

沼田市でも女性の就労意識の高まりとともに児童数が減少する中でも保育ニーズは高まっており、特に0～2歳児については、適切な提供体制を整えていきます。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
二一ズ量の見込み(か所)	2	2	2	2	2
確保の内容(か所)	2	2	2	2	2

【二一ズ量の見込みと確保の内容】

本市では、健康課に配置されている母子保健コーディネーターと子ども課に配置されている子育てコンシェルジュが連携し、保護者からの相談に柔軟に応じていくことができる支援を進めていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	
二一ズ量の見込み(人)	14,333	13,536	12,972	12,466	12,019	
確保の内容	(人)	14,333	13,536	12,972	12,466	12,019
	(か所)	3	3	3	3	3

【二一ズ量の見込みと確保の内容】

3か所で実施していますが、子ども広場が、令和元年5月に移転したことにもない開所日が増え、令和元年の利用人数が増加しているため、現状の利用実績により見込みを設定します。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。1人14回の公費助成を行っています。

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
二一ズ量の見込み(人)	235	225	216	209	202
確保の内容	実施場所：医療機関及び助産院 実施体制：群馬県に委任する形で県内医療機関に委託契約を行い実施 検査項目：県及び市町村と群馬県医師会が決定した統一検査項目 (県内統一受診券を1人14回分配布) 実施期間：通年 配布方法：妊娠届時に窓口にて配布				

【二一ズ量の見込みと確保の内容】

0歳児の人口推計に基づき算出した母子手帳交付数を量の見込みとします。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
二一ズ量の見込み(人)	222	212	204	197	191
確保の内容	実施体制：市保健師と雇い上げ助産師により市直営の形で実施				

【二一ズ量の見込みと確保の内容】

0歳児の人口推計に基づき、平成27年以降の実績値を参考にして算出したものを量の見込みとします。

(5) - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
二一ズ量の見込み(人)	20	20	20	20	20
確保の内容	本市では養育訪問事業を実施に向け検討中です。				

【二一ズ量の見込みと確保の内容】

健康課で実施している類似事業(幼児訪問指導)が平成30年では20件となっているため、実績を勘案し量の見込みを設定します。

(5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

代表者会議は年1回、実務者会議は月1回年間12回開催しています。個別ケース検討会議については必要に応じて臨時開催しています。

【市の方向性】

関係職員の専門性を強化するとともに、関係機関の連携を図ります。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを児童養護施設等で預かり、必要な保護を行う事業【短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）】です。

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
ニーズ量の見込み(人)	14	13	12	12	11
確保の内容	本市では児童養護施設等の受入可能施設がないため、今後も関係機関との連携を強化し、必要に応じて情報提供や利用支援を実施します。				

【ニーズ量の見込みと確保の内容】

ニーズ調査による利用意向を量の見込みとします。確保につきましては、必要なときに利用ができるように、県等の児童福祉施設、里親等の関係機関と連絡調整を行います。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の子どもを持つ子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	
ニーズ量の見込み(人)	469	416	398	359	331	
確保の内容(人)	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	328	291	279	251	232
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業 (就学後)	141	125	119	108	99

【ニーズ量の見込みと確保方策】

人口推計と平成27年以降の事業実績をもとに算出した数値を見込み量とします。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所(園)その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

①【在園児を対象とした一時預かり】

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
二一ズ量の見込み(人)	2,459	2,249	2,087	1,936	1,830
確保の内容(人)	2,459	2,249	2,087	1,936	1,830

②【幼稚園以外の一時預かり】

		R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
二一ズ量の見込み(人)		239	222	209	197	188
確保の内容(人)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	141	131	123	116	111
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	98	91	86	81	77
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0

【二一ズ量の見込みと確保の内容】

人口推計と令和元年の事業実績(見込み)をもとに算出した数値を見込量とします。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施する事業です。

		R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
二一ズ量の見込み（人）		271	252	237	224	213
確保の内容	（人）	271	252	237	224	213
	（カ所）	7	7	7	7	7

【二一ズ量の見込みと確保の内容】

人口推計と平成27年以降の事業実績をもとに算出した数値を見込量とします。

(10) 病児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

		R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
二一ズ量の見込み（人）		288	267	252	238	227
確保の内容（人）	病児対応型	192	179	168	159	152
	体調不良児対応型	96	88	84	79	75
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0

【二一ズ量の見込みと確保の内容】

人口推計と令和元年の事業実績（見込み）をもとに算出した数値を見込量とします。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や長期休み等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

		R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
ニーズ量の見込み（人）	低学年	413	407	392	381	360
	高学年	145	141	139	135	136
	計	558	548	531	516	496
確保の内容（人）		558	548	531	516	496

【量の見込みと確保方策】

人口推計と平成27年以降の事業実績をもとに算出した数値を見込み量とします。

【放課後子ども教室との関係】

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりのため、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、学童クラブと放課後子ども教室の整備を進めます。

【放課後子ども教室】

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
放課後子ども教室（か所）	4	4	4	4	4
うち学童クラブと一体的に実施	1	1	1	1	1
うち学童クラブと連携して実施	3	3	3	3	3

（参考）令和元年度：放課後子ども教室3か所

※一体的に実施：同一の小学校内等で両事業を実施

※連携して実施：小学校外（公民館等）で両事業を連携して実施

- 学童クラブと放課後子ども教室の連携事業の実施にあたっては、運営委員会を設置し、小学校の余裕教室等の活用も含めて十分な協議を行い、所管課及び関係者の連携により適切な体制づくりを進めます。また、両事業の従事者がプログラムの企画段階から連携して取り組み、すべての児童が共に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【市の方向性】

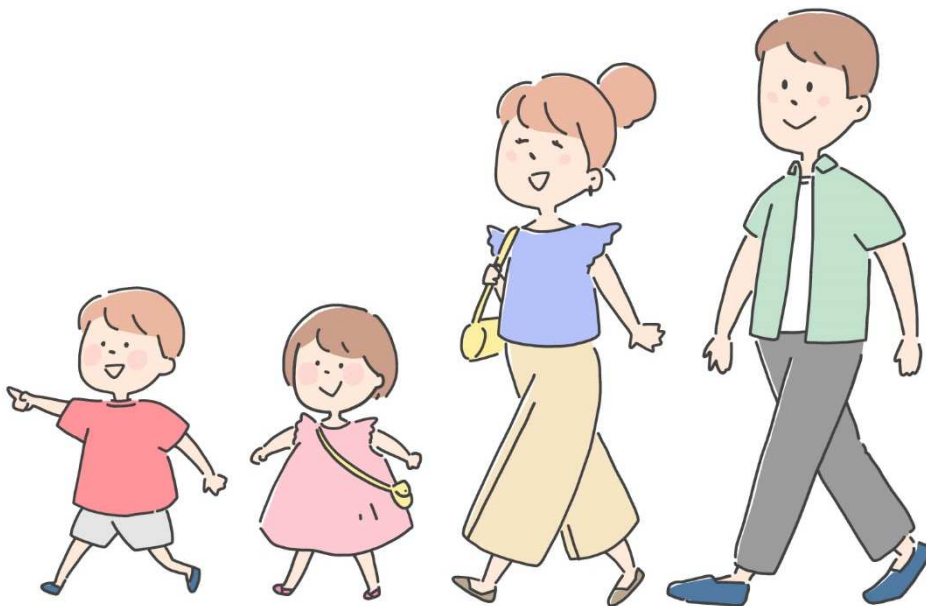
国の指針等に基づき検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【市の方向性】

国の指針等に基づき検討していきます。



第5章 子ども・子育て支援に関する施策の展開

基本目標 1 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援

妊娠から出産、子育てまで、母子における健康が確保されるよう、母子保健を充実させ、親の育児不安や子育てに伴う負担の軽減を図ります。

基本方針 1 安全・安心な妊娠、出産、育児への支援

妊婦・出産を支援し、安心して子育てがしていけるよう、医療機関等と連携を図り、妊婦健康診査や相談業務、情報提供等の充実に努めます。

事業名	不妊治療費助成事業
担当課	健康課
事業概要	不妊に悩む夫婦へ治療費の一部助成を行い、情報提供等により不安の解消と経済的支援を行います。

事業名	不育症治療費助成事業
担当課	健康課
事業概要	不育症に悩む夫婦へ治療費の一部助成を行い、情報提供等により不安の解消と経済的支援を行います。

事業名	妊婦窓口相談
担当課	健康課
事業概要	妊娠届出時に母子健康手帳と、妊婦健康診査受診票を交付し、妊娠時の母胎の変化や妊娠経過に関する保健指導を行い、妊婦の精神的な安定を支援するとともに、安心して出産に臨めるようにします。

事業名	妊婦健康診査【地域子ども・子育て支援事業の再掲】
担当課	健康課
事業概要	妊婦健診費の一部助成により経済的な負担軽減を行うとともに、母子の健康を確保するために医療機関と連携して定期受診を促進します。

事業名	子育て世代包括支援センター（母子保健コーディネーター）
担当課	健康課
事業概要	支援が必要な妊産婦等への保健指導及び支援プランの作成、関係機関との連絡調整等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。

事業名	マタニティセミナー
担当課	健康課
事業概要	妊娠や出産、育児について正しい知識を獲得し、親としての意識の醸成を図るとともに、仲間づくりを行い、安心して妊娠や出産、育児に臨めるようにします。

事業名	産後ケア事業
担当課	健康課
事業概要	産後3か月未満の母子で、家族等から十分な家事や育児の支援が受けられず、心身の不調や強い育児不安のある人に対して、医療機関において産婦のケアや育児のサポートを行います。

事業名	養育医療の給付
担当課	健康課
事業概要	入院加療を必要とする1歳未満の未熟児に対し、医療費の自己負担分を公費負担します。

事業名	小児医療や周産期医療の確保
担当課	健康課
事業概要	関係機関と連携し、小児医療や周産期医療の確保に努めます。

基本方針2 子どもと母親への健康支援

子どもの健やかな発育を支援するため、関係機関と連携を強化しながら、健康診査や健康相談などの母子保健事業をきめ細かく実施していきます。

事業名	母子訪問指導
担当課	健康課
事業概要	乳幼児の健全な成長や発達の支援、母親の育児不安を軽減するため、訪問による指導を行います。(乳児家庭全戸訪問事業を兼ねる) 対象者：妊産婦、未熟児、新生児、乳幼児、ハイリスク家庭

事業名	乳児健康診査
担当課	健康課
事業概要	健康診査及び育児・生活指導を行い、乳児の成長・発達を確認し、乳児に適した育児に自信を持ち楽しんでできるように支援する。また保護者が事故防止や事故発生時に的確な対応がとれるような情報の提供を行います。 4か月児健康診査（対象者：3～4か月児） 10か月児健康診査（対象者：9～10か月児）

事業名	幼児健康診査
担当課	健康課
事業概要	<p>■ 身体及び精神面の発達・発育を確認するとともに、医師の診察による疾病の早期発見、歯科医師の口腔健康診査並びに保健師・栄養士・歯科衛生士・心理相談員などによる面接相談により、保護者の悩みを聴き、助言指導を行うことで子育てを応援します。</p> <p>1歳6か月児健康診査（対象者：1歳6か月～1歳7か月児） 2歳児歯科健康診査（対象者：2歳になる月～2歳1か月） 3歳児健康診査（対象者：3歳2か月～3歳3か月）</p>

事業名	予防接種の推進
担当課	健康課
事業概要	<p>感染症予防のため予防接種法に基づく予防接種を適切に受けられるよう広報や個人通知により接種勧奨をします。</p>



基本方針3 自信を持ち楽しんで子育てできるための支援

子育てに対する保護者等の孤立感や不安感を解消するための相談内容や体制を充実し、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

事業名	育児相談
担当課	健康課
事業概要	乳幼児の保護者等を対象とした相談事業により、乳幼児の栄養・歯科・育児に関する保健指導を行い、健全な発育発達を促進する。また、保護者同士の交流を深め、育児不安の解消を図ります。

事業名	発達相談
担当課	健康課
事業概要	言語面や精神面で心配のある幼児に対して、心理相談員による個別相談を通し、その子が持っている力を十分発揮できるよう支援を行います。

事業名	地域子育て支援センター
担当課	子ども課
事業概要	0歳から就学前の子どもと保護者に楽しく過ごしていただく場所を提供し、子育てに関する悩み相談や、地域の子育て情報の提供などをします。

事業名	子育てコンシェルジュ
担当課	子ども課
事業概要	子どもとその保護者が身近な場所で、教育・保育その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談や助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整等を行います。

基本目標2 子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援と連携

児童虐待の防止対策、子どもの貧困対策、障害児施策、ひとり親家庭支援等、専門的な支援を必要とする家庭に対して、関係機関が連携しきめ細やかな支援に努めます。

基本方針4 児童虐待防止対策の充実

発生予防から早期発見・早期対応に努め、関係機関との協力体制の構築も含め、切れ目のない包括的支援を推進していきます。

① 関係機関との連携と相談体制の強化

虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止などのために、地域の関係機関の連携、情報収集及び共有により支援を行う「要保護児童対策地域協議会」の取り組みを強化します。

② 発生予防、早期発見、早期対応

乳幼児健康診査や保健指導等の母子保健事業や乳児家庭全戸訪問事業等の実施により、子どものいる家庭の状況を把握し適切な支援に努めます。

事業名	要保護児童対策地域協議会
担当課	子ども課
事業概要	地域の関係機関・団体の代表者で構成する地域協議会を開催し、関係機関の連携により児童虐待防止を推進します。

事業名	家庭児童相談室
担当課	子ども課
事業概要	家庭における問題に対する相談に家庭児童相談員が応じます。

事業名	乳幼児期の相談
担当課	健康課
事業概要	乳幼児健康診査、母子相談等により子育てに関する悩みや、不安に対する相談を行います。

事業名	乳児家庭全戸訪問事業【地域子ども・子育て支援事業の再掲】
担当課	健康課、子ども課
事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

基本方針5 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が自立した生活ができるよう、適切な経済的支援や、きめ細かな福祉サービスの展開を図り、総合的な対策を講じます。

事業名	児童扶養手当
担当課	子ども課
事業概要	ひとり親家庭の児童が健やかに育つよう、生活の安定と自立を支援するため手当を支給します。

事業名	ひとり親家庭医療費助成
担当課	国保年金課
事業概要	ひとり親家庭等に医療費の自己負担分を助成します。

事業名	母子家庭等自立支援給付金事業
担当課	子ども課
事業概要	ひとり親家庭の父母が就労のために資格を取得する費用の一部を助成します。

事業名	母子・父子自立支援員
担当課	子ども課
事業概要	ひとり親家庭が自立するために必要な情報の提供や支援を行います。

事業名	母子生活支援施設
担当課	子ども課
事業概要	保護が必要な母子家庭世帯が入所し、自立支援を受けることができます。沼田市内には施設が無いいため、市外施設へ委託により支援を行います。

事業名	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
担当課	子ども課
事業概要	ひとり親家庭の親及び子どもの学び直しをすることにより、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合の費用を一部助成します。



基本方針6 障害児施策の充実

障害のある子どもが、その可能性を十分に伸ばし身近な地域で安心した生活をおくるために、年齢や障害等一人一人の希望に応じた専門的な支援を充実させることが必要です。また、障害の早期発見・早期療育のための取り組みを充実するとともに、早期からの相談支援体制を構築し、各施設や関係機関などとの連携を図りながら切れ目のない円滑な支援に努めます。

事業名	障害児通所支援事業
担当課	社会福祉課
事業概要	児童福祉法にもとづいた障害児通所支援施設（児童発達支援、放課後デイサービス等）に対し、給付支援を行います。

事業名	日常生活用具給付事業
担当課	社会福祉課
事業概要	在宅の身体障害児や知的障害児に対し、日常生活に必要な用具を給付します。

事業名	補装具支給制度
担当課	社会福祉課
事業概要	身体障害児に対し、補装具を給付します。

事業名	自立支援医療費（育成医療）
担当課	社会福祉課
事業概要	18歳未満の障害のある児童または疾病を放置すると将来障害を残すと認められる児童が、手術等により確実な治療効果が期待できる場合、その医療費の一部を支給します。

事業名	障害児への医療費助成
担当課	国保年金課
事業概要	重度心身障害をかかえる子どもに対し、医療費の自己負担分を助成します。

基本方針7 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困をなくすため、早期発見に努め生活支援、教育支援、就労支援、経済的支援等により早期解決を図り、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、包括的な環境整備を目指します。

事業名	子どもの学習支援事業
担当課	社会福祉課
事業概要	生活に困っている家庭の児童・生徒等を対象に、週1回から週2回程度の無料の学習支援を行います。



基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりを推進し、誰もがワークライフバランスの調和がとれた働き方ができる社会の実現を目指します。

基本方針8 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもつことで、健康で豊かな生活が送れる社会の構築が求められています。また、働く女性や共働き世帯が増え、就労形態も多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化しています。

働く人の仕事と生活の両立のため、仕事や子育て、家庭生活などバランスのとれた環境を整え、職場環境の改善、事業主及び勤労者の意識改革など多面的な取り組みの推進に努めます。

事業名	ママ・パパの子育てを応援する企業奨励金交付
担当課	産業振興課
事業概要	男性の育児参加の促進と女性の活躍を推進し、安定した雇用を創出するため、育児休業等を取得した労働者を雇用する中小企業者（常時雇用300人以下）に奨励金を交付します。

事業名	ママ・主婦等の働きたい！を応援する就職面接会開催
担当課	産業振興課
事業概要	結婚や子育てなどで退職した女性等に、職業生活においても活躍していただくため、市内企業との面接会をハローワークと共同で開催し、再就職を応援しています。

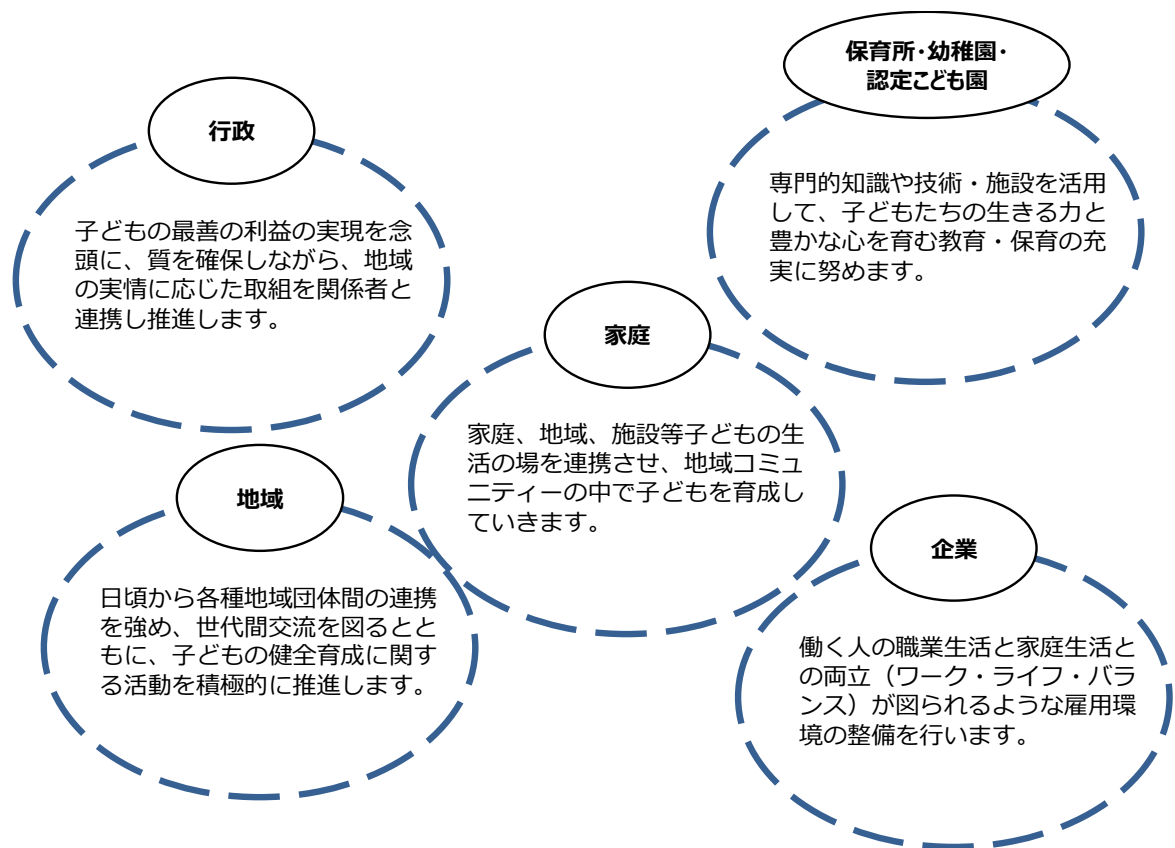
事業名	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の周知
担当課	生活課
事業概要	自らの意思によって職業生活を営もうとする女性の個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、平成28年4月に施行された法律です。企業等に対し周知を図ります。

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、行政、教育・保育施設関係者その他子育てに関わる関係団体・機関が相互に連携し、協働して子育て支援に関わる取り組みを積極的に進めます。

また、本計画の具現化のためには、家庭、行政、地域、教育・保育機関、企業が密接な連携を図り、それぞれに適切な役割と責任を果たしていくことが期待されます。

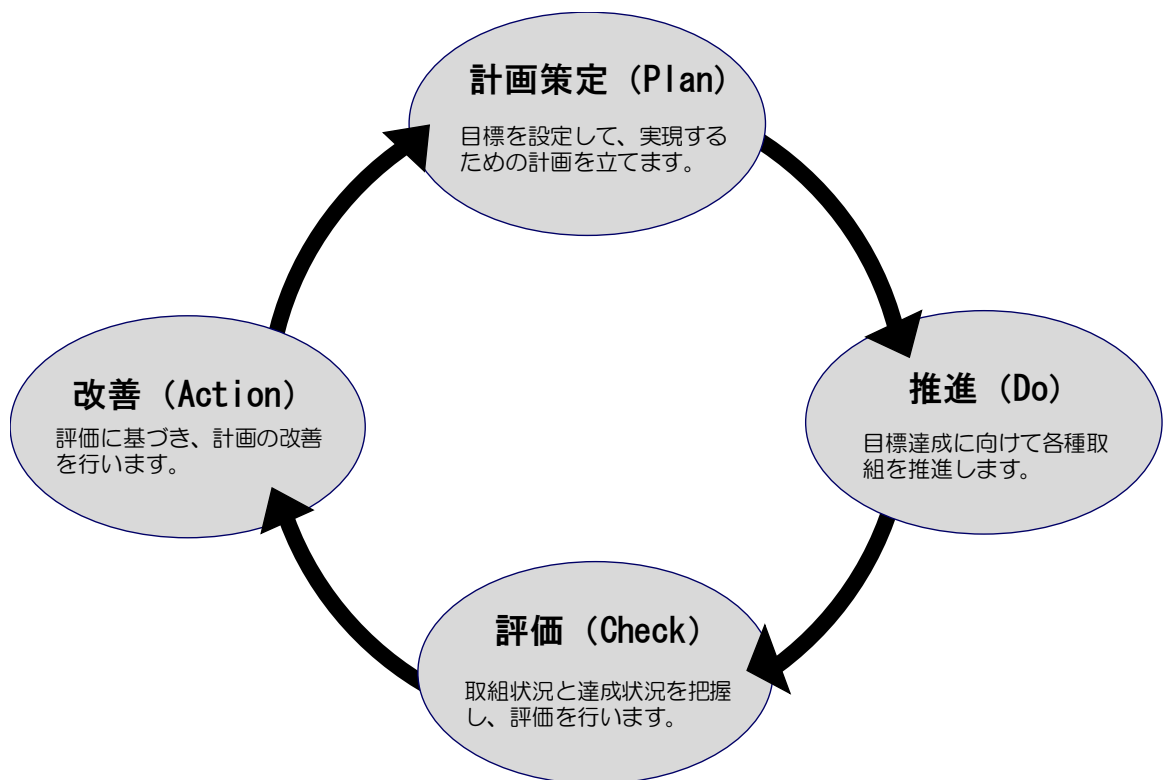


2 点検・評価

計画の推進にあたっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

本計画では、関連各課による施策・事業に関する事務事業評価を行うとともに、PDCAサイクルによる効率的な行政運営を目指していきます。

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、平成25年9月に「沼田市子ども・子育て会議条例」を制定し、同年11月に「子ども・子育て会議」を設置しました。この会議では、本計画に基づく施策の実施状況などについて、毎年度、点検・評価を行い、施策の改善や強化につなげていきます。



資料編

1 計画策定の経緯

日時		内容
平成 30 年度		
第 1 回	平成 30 年 8 月 24 日	①計画事業の進捗状況について ②計画策定のスケジュール・ニーズ調査について ③専門委員会の設置について ④子ども広場移転整備について
第 2 回	平成 30 年 12 月 26 日	①沼田市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について ②沼田市保育園民営化ガイドライン（仮）について
平成 31 年 1 月 17 日～2 月 12 日 子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査		
第 3 回	平成 31 年 3 月 29 日	①ニーズ調査の結果について ②「第 2 期沼田市子ども・子育て支援事業計画」策定について ③幼児教育無償化について
令和元年度		
第 1 回	令和元年 8 月 30 日	①計画事業の進捗状況について ②計画骨子案について ③計画策定スケジュールについて ④公立保育園民営化ガイドラインについて
第 2 回	令和元年 12 月 24 日	①会長・副会長の選出について ②沼田市子ども・子育て会議について ③沼田市子ども・子育て支援事業計画について ④公立保育園民営化ガイドラインについて ⑤専門委員会の設置について
第 3 回	令和 2 年 2 月 3 日	①計画の概要について ②量の見込みと提供体制について ③計画策定スケジュールについて
令和 2 年 2 月 14 日～3 月 13 日 パブリックコメントの実施		

2 沼田市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

条例第34号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、沼田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 法第6条第2項に規定する保護者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子育て会議の庶務は、子ども課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営その他必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

3 委員名簿

50音順（敬称略）

構成分野	団体等	氏名	備考
子どもの保護者	市立幼稚園保護者代表	神尾洋幸	
	私立保育園保護者代表	高橋和義	
	市立保育園保護者代表	見城美穂	
	認定こども園保護者代表	原澤圭子	
	学童クラブ保護者代表	根岸良行	
	公募委員	大城喜信	
	公募委員	田辺祐己	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	認定こども園代表（保育部）	櫛渕洋介	副会長
	認定こども園代表（幼稚部）	田代経量	
	私立保育園長代表	宮田文子	
	学童クラブ代表	和田貴己	
事業主を代表とする者	沼田商工会議所	井熊開三	
労働者を代表とする者	連合群馬北部地域協議会	宮内浩	
学識経験者	沼田利根医師会	田中志子	
	沼田利根歯科医師会	浅沼美香	
市長が適当と認める者	利根沼田保健福祉事務所	伊藤錠司	
	沼田市小中学校長協議会	入澤浩史	
	沼田市青少年育成連絡協議会	小林昭紀	会長
	沼田市民生委員児童委員協議会	西山裕子	
	沼田市子育て支援ネットワーク推進協議会	庭野雅美	

委嘱期間 令和元年11月1日から令和3年10月31日まで

第2期沼田市
子ども・子育て支援事業計画

発行／沼田市

発行年月／令和2年3月

編集／沼田市 健康福祉部 子ども課

住所／〒378-8501 群馬県沼田市下之町 888 番地

電話／0278-23-2111（代表）

F A X／0278-24-5179

